

5月25日記載

Q：3か所それぞれに、同一の応募者等が応募することは可能か。

A：可能です。

Q：個人事業主であるため、会社としての法人登記をしていない。書類はどのように提出すれば良いのか。

A：国税庁に提出している「個人事業の開業届出書」の控えを「法人登記簿謄本（又は登記事項全部証明書）」の代わりとして取り扱います。また、開業後、間もない場合で、納税を行ったことがない場合は、「納税証明書（国税及び地方税）」の提出は不要とします。

5月31日記載

Q：3か所それぞれに応募する場合、参加申請書や添付資料（登記簿謄本・納税証明書）は一部のみの提出で問題ないか。

A：参加申請書は、参加する設置場所を記載する欄を設けましたので、設置場所ごとに参加申請書をご提出ください。旧様式を使用された場合は、確認の為、本市よりご連絡させていただきます。また、添付資料については、それぞれに添付してください（コピー可）。

Q：個人事業主の場合、提出する「納税通知書」はどの種類になりますか。

A：法人税の未納税額がないことを証していただく書類の為、納税通知書「その1」または「その3」をご提出ください。また、開業後、間もない場合で、納税を行ったことがない場合は、納税証明書の提出は不要ですが、非課税の場合で個人事業主の納税証明書が発行されない場合は、申告所得税の納税証明書「その2」に、「事業所得金額」の証明記載を受けたものをご提出ください。

Q：個人事業主の場合、提出書類の「事業者概要」内の資本金や沿革がありません。記載方法は、どのようになりますか。

A：該当欄に「個人事業主のため、記載なし」と記載してください。

Q：会社または支社の設立後、間がなく、「納税通知書」がでない。どのようにすれば良いか。

A：納税通知書の代わりに、国税庁に提出している「法人設立・設置届出書」の控えをご提出ください。

Q：共同体の場合、全ての企業の「法人登記簿謄本」「納税証明書」「神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書」を提出する必要があるのか。

A：神戸市入札参加資格者として登録がない企業が参加する場合は、提出する必要があります。

6月1日記載

—(5月31日記載の「納税証明書」に関するものに加筆)—

Q：個人事業主の場合、提出する「納税証明書」はどの種類になりますか。

A：滞納税額がないことを証していただく書類の為、国税（法人税、消費税及び地方消費税）の場合、直近の納税証明書「その1」または「その3」をご提出ください。また、開業後、間もない場合で、納税を行ったことがない場合は、納税証明書の提出は不要ですが、非課税の場合で個人事業主の納税証明書が発行されない場合は、申告所得税の納税証明書「その2」に、「事業所得金額」の証明記載を受けたものをご提出ください。

地方税の場合、県税（特別法人事業税、地方法人特別税）は、直近の納税証明書(2)または

(3)を、市税（法人市民税）は、直近の納税証明書または「滞納がないことの証明書」をご提出ください。

なお、郵送等にて、ご提出済の書類で不足があった場合は、本市よりご連絡させていただきます。

※納税証明書については、募集要領に取得する種類の記載がなかったことを考慮し、参加申請書の提出の際に、添付が間に合わない場合は、後日 6 月 12 日までに提出してください。

6 月 2 日記載

（6 月 1 日記載の「納税証明書」に関するものに加筆・修正）

Q：個人事業主の場合、提出する「納税証明書」はどの種類になりますか。

A：滞納税額がないことを証していただく書類の為、国税（所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税）の場合、直近の納税証明書「その 1」または「その 3」をご提出ください。また、開業後、間もない場合で、納税を行ったことがない場合は、納税証明書の提出は不要ですが、非課税の場合で個人事業主の納税証明書が発行されない場合は、申告所得税の納税証明書「その 2」に、「事業所得金額」の証明記載を受けたものをご提出ください。

地方税の場合、県税（個人事業税、県民税）は、直近の納税証明書(1)、(2)または(3)を、市税（市民税）は、直近の納税証明書または「滞納がないことの証明書」をご提出ください。

なお、郵送等にて、ご提出済の書類で不足があった場合は、本市よりご連絡させていただきます。

※納税証明書については、募集要領に取得する種類の記載がなかったことを考慮し、参加申請書の提出の際に、添付が間に合わない場合は、後日 6 月 12 日までに提出してください。

Q：法人の場合、提出する「納税証明書」はどの種類になりますか。

A：滞納税額がないことを証していただく書類の為、国税（法人税、消費税及び地方消費税）の場合、直近の納税証明書「その 1」または「その 3」をご提出ください。

地方税の場合、県税（特別法人事業税、地方法人特別税）は、直近の納税証明書(1)、(2)または(3)を、市税（法人市民税）は、直近の納税証明書または「滞納がないことの証明書」をご提出ください。

なお、郵送等にて、ご提出済の書類で不足があった場合は、本市よりご連絡させていただきます。

※納税証明書については、募集要領に取得する種類の記載がなかったことを考慮し、参加申請書の提出の際に、添付が間に合わない場合は、後日 6 月 12 日までに提出してください。